

鎌倉市受領委任払い制度の登録について

～介護保険住宅改修～

手続きの流れ

受領委任払い制度に登録するためには、研修を受講する必要があります。



1 研修受講の申請

○市ホームページから「鎌倉市介護保険住宅改修研修の受講申請」をクリックし、「e-kanagawa」から研修受講の申請を行ってください。



2 研修及び試験

○申請したメールアドレスに、研修動画の URL 及試験受験の URL をメールします。研修動画を視聴し、試験を受験してください。



3 試験結果

○試験受験事業者には、市から合否を知らせるメールが届きます。合格された事業者は事業者登録手続きを行ってください。不合格の事業者は、再度、研修動画を視聴し、試験を受験してください。なお、既に事業者登録されている事業者は、登録手続きは不要です。



4 事業者登録申請

○取扱事業者登録届出書等に必要事項を記入し、市役所本庁舎介護保険課6番窓口に出してください。後日、市から登録通知書を発送します。また、市ホームページにおいて登録事業者として公表します。